## （８）幹部と曹士自衛官の別建て俸給表の構築等

### ①　別建て俸給表の趣旨

ゲリラ・特殊部隊対処、大規模災害派遣における小部隊での行動の増加、服務面の規律維持の徹底の観点から、曹クラスにおけるリーダーの重要性が増大している。

本来、幹部とは異なる役割を有する准曹に対し、自衛隊の任務の多様化に当たり、求められる役割の重要性を自覚させ、勤務意欲を向上させていくためには、曹士自衛官の目標となる階級を新設(項目(10)参照)することに加え､幹部と准曹士を分けた別建て俸給表とし、昇任インセンティブが働きやすい俸給表を構築することが必要である。

### ②　現行の自衛官俸給表の問題点

現行の自衛官俸給表には、解決が必要な以下の問題点がある。

**ア**　本来、幹部と准曹の役割は異なり、別の任用体系となっているにもかかわらず、Ｃ幹部の存在により、准曹から幹部に昇任する前提で一つの俸給表により管理しているため、俸給表上、幹部と准曹の役割の相違等が明確化されていない。

**イ**　現行の自衛官俸給表は職務内容の比較的類似する行政職俸給表(一)と公安職俸給表(一)を基準とし、俸給表の水準を決定している。

自衛官の階級が将から３士までの１７区分に対し、行政職俸給表(一)の職務の級では１０区分、公安職俸給表(一)の職務の級では１１区分と異なっており、一般職の俸給表の一つの職務の級に対応する複数の階級が混在し、特に公安職俸給表(一)３級には２尉から２曹の６階級が対応する構造である。

さらに、上記アで述べた理由により、准曹の俸給水準を３尉より高い水準に設定することができない。

これらの要因により､昇任しても僅かな俸給額の増加に留まり､上位階級への昇任のインセンティブが働きにくい状況にある。

【参考１：自衛官俸給表の算定上の対応関係】

参考1

**自衛官俸給表の算定上の対応関係**

| 自衛官（階級） | 一般職の基準俸給表 | 級　等 |
|---|---|---|
| 将 | 指定職 | 8号俸～1号俸 |
| 将補（一） | | 4号俸～1号俸 |
| 将補（二） | 行政職（一） | 10級・9級※ |
| 1佐（一） | | 9級 |
| 1佐（二） | | 8級 |
| 1佐（三） | | 7級 |
| ２ 佐 | 公安職（一） | 7級・6級※ |
| ３ 佐 | | 6級・5級※ |
| １ 尉 | | 5級・4級 |
| ２ 尉 | | 4級・3級 |
| ３ 尉 | | |
| 准 尉 | | |
| 曹 長 | | |
| １ 曹 | | 3級 |
| ２ 曹 | | |
| ３ 曹 | | 2級 |
| 士 長 | | 1級 |
| １ 士 | | |
| ２ 士 | | |
| ３ 士 | | |

6コ階級が2つの級に対応 → 昇任間差の乏しい俸給構造

※の級については、構造上、その階級の低位号俸に一部使用

ウ　将補及び１佐は、編成上それぞれ一つの階級として捉えているにもかかわらず、自衛官俸給表においては将補(一)(二)・１佐(一)(二)(三)といった職務給の考え方による区分が設けられており、その結果、階級内に階級があるような取扱いとなっている。

### ③　問題解決の具体策

上記問題点を解決するために、以下の具体策が必要である。

ア　幹部と准曹を別建てとした俸給表を構築する。

イ　各階級の職階差に見合う給与格差のある俸給表とする。

ウ　上級曹長（仮称）等の高位号俸の者には、上位階級の最高号俸の者を上回る額の俸給を支給する。

エ　上級曹長等の特定の者には、特例的な俸給月額を支給する。

オ　将補(一)(二)及び１佐(一)(二)(三)の区分を廃止し、階級俸の考え方に統一する。

【参考２：新自衛官俸給表のイメージ案】

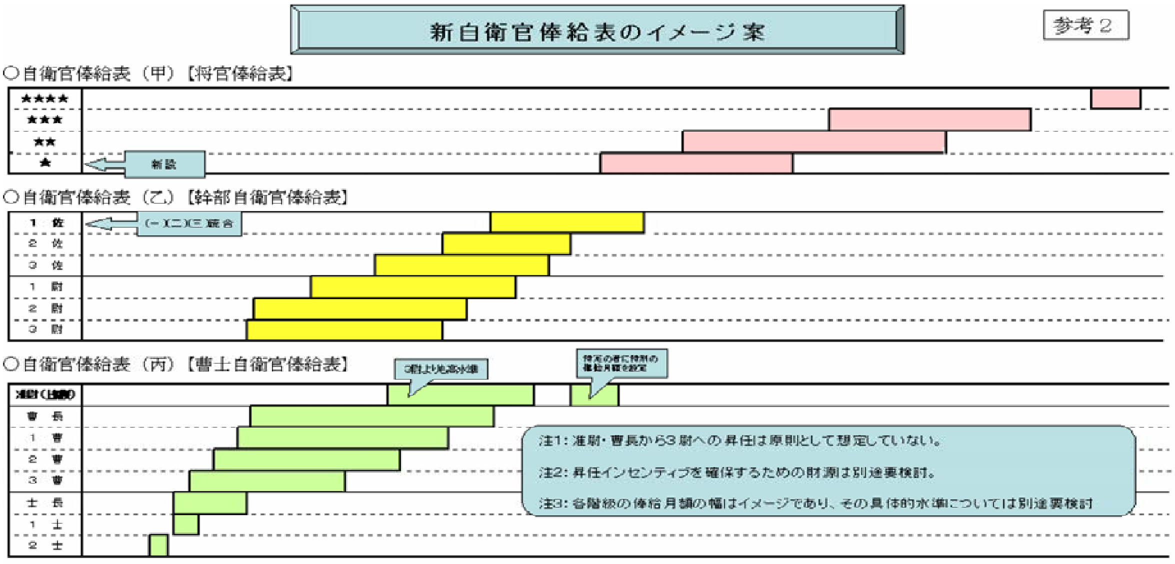


④　具体化に当たっての留意点

別建て俸給表の具体化に当たって、上記問題点の一因と考えられる一般職の俸給表を基準としている点については、一般職の俸給表に立脚しないとの観点で検討するとともに、本検討会で検討されている階級新設、Ａ・Ｂ幹部の拡大など他の関連施策と連携しつつ検討を行っていく必要がある。具体化に当たっての留意点は以下のとおりである。

ア　一般職の俸給表を基準としないこととするメリットとして、一般的には、

（ア）自衛官の特殊性を反映した独自のメリハリのある俸給表の構築が可能

（イ）一般職の職務段階区分によらないことにより、現行の将補・１佐のような階級内の職務給区分を解消することも可能

（ウ）　一般職公務員給与についての勧告によることなく主体的な施策が可能

となることが挙げられるが、その場合の具体的な俸給表の決定方法については、更に検討を進める必要がある。

イ　具体的な俸給水準の設定に当たっては、各階級の職階差に見合う給与格差を設けることに配意しつつ、各階級の職務・職責の整

理を行った上でこれに相応しい処遇とする。

**ウ**　新たな「ワン・スター・ジェネラル」と「上級曹長（仮称）」の階級創設については、その職務・職責を適切に評価した俸給水準を設定するための検討を進めていく。

特に「上級曹長」については、別建て俸給表における上位階級の最高号俸を上回る額の俸給水準の検討と併せ、更に検討を深化させる。

**エ**　任務の多様化・国際化、装備の高度化に対応するためＡ・Ｂ幹部の拡大とＣ幹部の抑制を検討しているが、これと連携しつつ、その人事管理に見合った適切な俸給表への反映を行うことが必要となる。

**オ**　将補(一)(二)・１佐(一)(二)(三)の区分については、将補と１佐の職責の幅が広い現状の考え方を整理し、これらを廃止した場合の影響を踏まえつつ、階級俸の考え方に統一することの検討を深化させる。

**【参考３：新自衛官俸給表構築に当たっての細部検討事項】**

参考３

**新自衛官俸給表構築に当たっての細部検討事項**

**1　俸給表別建てに関する人事制度等の検討**

・幹部と曹士の人事管理の切り分け・C幹部の取扱いの整理
・下位階級（准尉又は上級曹長）の俸給の一部が、上位階級（3尉）の最高号俸による俸給を上回ることに係る職責評価の考え方を整理（例えば、従前幹部が行っていた職責を新たに上級曹長に付与することなど）

**2　新設階級・1佐職の俸給水準等の検討**

・新設階級（ワン・スター・ジェネラル）の職責評価と、将補・1佐とのバランスを考慮した俸給水準の考え方
・昭和60年改定時の1佐(一)(二)(三)新設時との変化要因と再統合の考え方の整理
・准尉と上級曹長の位置付けの整理（准尉の存続の是非）

**3　俸給表作成においての技術的事項**

・C幹部を廃止した場合の経過措置の検討
・昇給方法の検討
・B幹部についての初任給等の検討

**4　財源確保の具体的方法・切替えの具体的要領（経過措置）の検討**

・財源とする具体的階級・号俸の整理と当該号俸の在職者に係る現給保障措置の検討（現給保障に要する財源についても要検討）
・現在進行中である給与構造改革に係る俸給の経過措置との整合性の検討

上記の点に留意することに加え、一般職の俸給を基準としない場合には、自衛官俸給表の合理性等につき、国民の理解・納得を得る新たな手段が必要となることや独自調査の人員・経費に係る予算等

の必要性などを踏まえ、更に具体化への検討を進める。

⑤　検討スケジュール

各階級の職階差に見合う給与格差のある別建て俸給表への移行時期については、俸給表に関連する各種検討と連携するとともに、平成２２年度まで逐次実施が図られている給与構造改革の進捗状況も念頭に置きつつ具体化するものする。

また、平成２０年度より、人事教育局に新たな自衛官俸給表の構築に係る検討を本格化させるための組織を立ち上げる等の方向で検討する。

【参考４：別建て俸給表に関する全体ロードマップ】

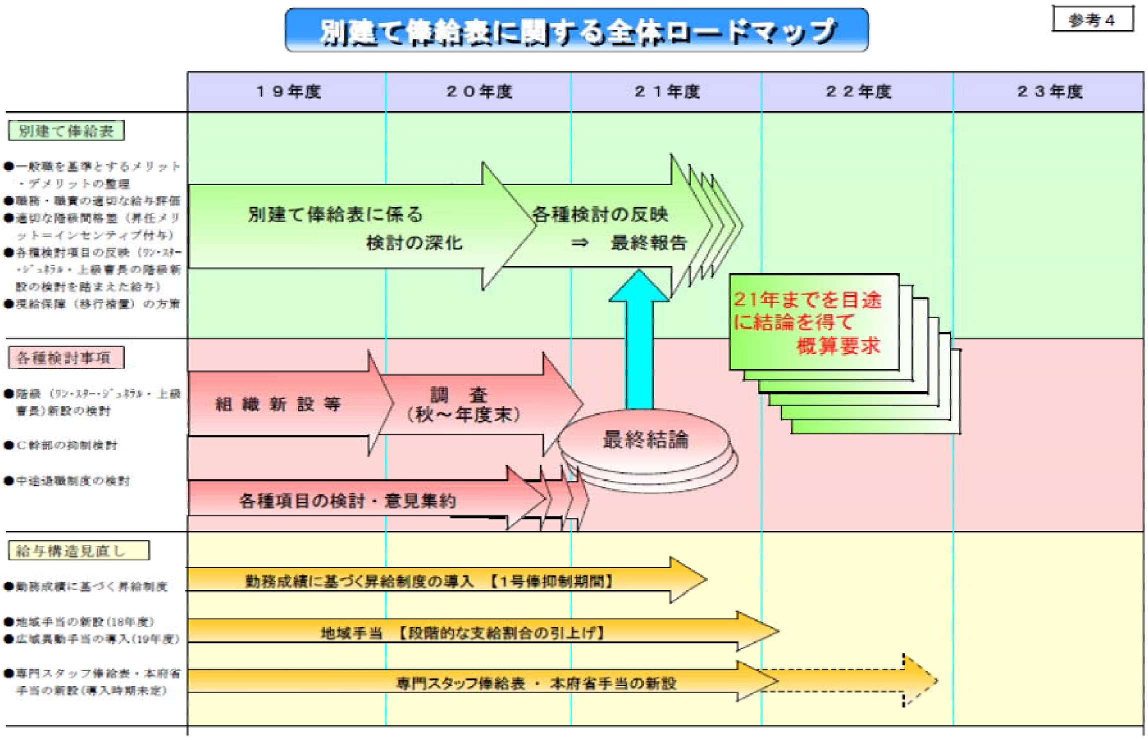

## 【参考５：検討を本格化させるための組織新設】

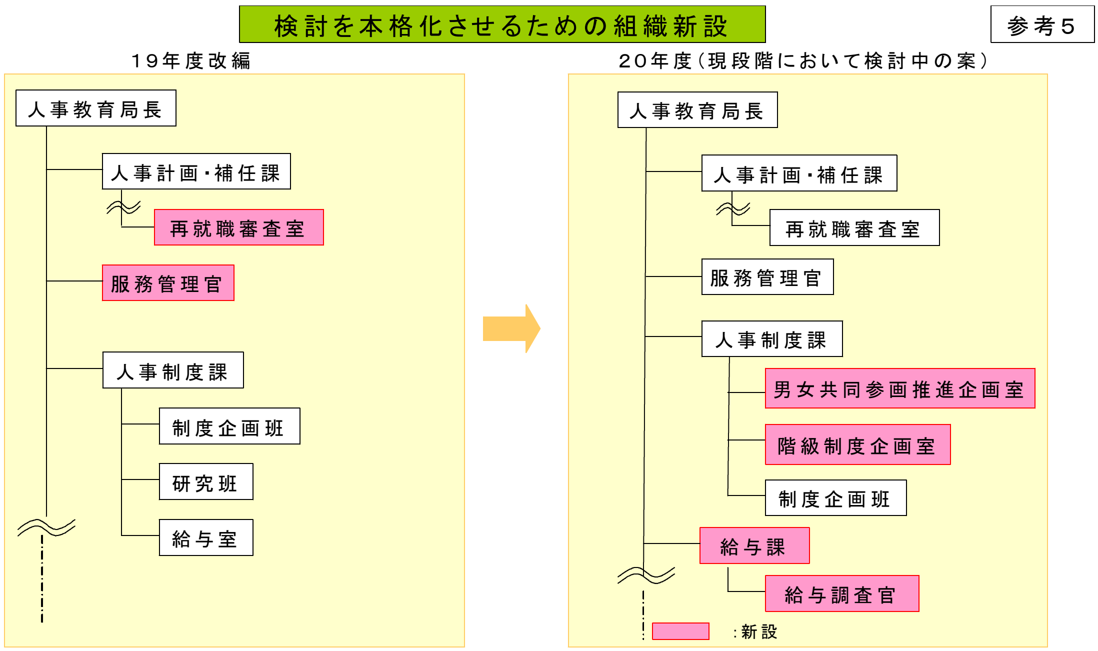


○　陸上幕僚監部においては、人事制度と給与制度の連携を高めるため、20年度に給与室を厚生課から人事計画課に移管する組織改編を行うことを検討。
○　海上幕僚監部においては、男女共同参画の推進を図るため、20年度に増員を行うことを検討。
○　航空幕僚監部においては、人事・給与それぞれの検討体制を強化するため、20年度に増員を行うことを検討。

## （９） 自衛官の諸手当の再整理

### ① 問題意識

ア　防衛省職員に対して支給される諸手当については、基本的には一般職公務員との均衡を考慮して定めているが、自衛官については、その任務の特殊性を評価した独自の手当も存在している。これら独自の手当(いわゆる「配置手当」及び一部の特殊勤務手当)については、制度創設以来抜本的な見直しが行われていないものがある。

（注）いわゆる「配置手当」とは：　他の自衛官の勤務態様に比し、格段と危険、困難、不快等の度が異なる自衛官に対して支給する俸給の調整的意味をもつもの。
　航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当の５種類

**【参考１：防衛省職員に支給される諸手当について】**

**防衛省職員に支給される諸手当について**　　参考１

諸手当については、基本的には一般職の国家公務員との均衡を考慮して定めているが、自衛官については、その任務の特殊性を評価した独自の手当が存在。

➢ いわゆる「配置手当」
　他の自衛官の勤務態様に比し、格段と危険、困難、苦痛、不快の度が異なる自衛官に対して支給する俸給の調整的意味をもつもの。
　航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当

➢ 特殊勤務手当
　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認める隊員には、その勤務の特殊性に応じて支給。
　爆発物取扱作業手当、航空作業手当、災害派遣等手当　等18種類

➢ その他の手当
・ 海外に派遣される隊員に支給される手当
　国際平和協力手当、イラク人道復興支援等手当、
　特殊勤務手当（特別協力支援活動等手当、国際緊急援助等手当）
・ 航海手当
　艦船に乗り組んでいる自衛官に対し、その者が乗り組む艦船が航海を行った日について、旅費に代えて支給。

## 自衛官に支給される諸手当

平成１９年４月現在

| 一般職の国家公務員の例により又は準じて支給される手当 | | 防衛省独自の手当 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 俸給の特別調整額<br>扶養手当<br>初任給調整手当<br>地域手当<br>広域異動手当<br>住居手当<br>通勤手当<br>単身赴任手当<br>管理職員特別勤務手当<br>特地勤務手当<br>寒冷地手当<br>期末手当<br>勤勉手当<br>期末特別手当 | 特殊勤務手当（注１）<br>爆発物取扱作業等手当<br>航空作業手当<br>異常圧力内作業等手当<br>駐留軍関係業務手当<br>南極手当<br>夜間看護等手当<br>除雪手当<br>死体処理手当<br>災害派遣等手当<br>移動警戒作業手当<br>夜間特殊業務手当<br>航空管制手当<br>国際緊急援助等手当<br>船舶検査等手当<br>小笠原手当<br>※機関部作業手当 | 航空手当（注２）<br>乗組手当（注３）<br>落下傘隊員手当<br>特別警備隊員手当（注４）<br>特殊作戦隊員手当<br>航海手当（注５）<br>営外手当<br>特殊勤務手当<br>落下傘降下作業手当<br>特別協力支援活動等手当 | ○国際平和協力業務に従事する者には、国際平和協力法に基づく国際平和協力手当が支給される。<br><br>○イラク特措法に基づく対応措置に従事する者には、同法に基づくイラク人道復興支援等手当が支給される。<br><br>注１：一般職の特殊勤務手当と見合い<br>※機関部作業手当：手当廃止に伴う経過措置（20.3.31まで支給）<br><br>注２：一般職の俸給の調整額（航空機乗員）＋航空手当と見合い<br><br>注３：一般職の俸給の調整額（船舶乗組員）と見合い<br><br>注４：一般職の俸給の調整額（特殊警備隊）と見合い<br><br>注５：一般職の航海日当と見合い |

（参考）

| 区分 | 支給率（例） | 対象者数 | 予算額 |
|---|---|---|---|
| 航空手当 | 操縦士等：ジェット機　初号俸の７５％<br>：ジェット機以外　初号俸の６０％<br>：管理操縦士　初号俸の３７．５％ | 約０．７万人 | 約１２６億円 |
| 乗組手当 | 潜水艦乗組員：俸給月額の４５．５％<br>護衛艦等乗組員：俸給月額の３３％<br>輸送艇乗組員：初号俸の２６．４％<br>支援船等乗組員：初号俸の１６．５％ | 約１．７万人 | 約１９４億円 |
| 落下傘隊員手当 | 初号俸の３３％ | 約０．２万人 | 約１４億円 |
| 特別警備隊員手当 | 初号俸の３３％ | － | 約０．６億円 |
| 特殊作戦隊員手当 | 初号俸の３３％ | － | 約２億円 |

注：１　対象者数及び予算額は、１９年度予算ベース
２　「管理操縦士」とは、操縦に関する技能の維持向上のため防衛大臣の定める基準に従い飛行を行うことを命ぜられている自衛官をいう。
３　一般職の操縦士、乗組員には、「俸給の調整額」が俸給として支給される。

イ　一方、以下のとおり、防衛省・自衛隊を取り巻く状況の大きな変化や政府部内外の指摘等に応えるとともに、隊員が安んじて勤務できる環境の醸成を図る観点から隊員に支給される手当を再整理することが必要である。

（ア）自衛隊の任務の多様化、国際平和協力活動の本来任務化、少子化問題の生起や、装備品、勤務態様、社会経済情勢など、自衛隊を取り巻く状況の大きな変化

（イ）複数の手当があってわかりにくい、魅力ある給与体系をつくるべき、実際に乗り組まなくても支給、他の行政機関との比較や手当存置の根拠及び手当相互の関係の合理性等の観点から見直すべき等、手当の在り方等についての政府部内外から指摘

（ウ）本検討会で検討している俸給の在り方の見直しへの対応及び政府全体で取り組んでいる総人件費改革への対応

## 【参考２：防衛省の諸手当に関し指摘されている論点】

### 防衛省の諸手当に関し指摘されている論点

参考２

17.10.21衆・安保委 渡辺　周議員（民）

「防衛庁独自の手当は幾つもあって、非常にわかりにくいというより、一般的に解せない部分がある。」

18.12.8　衆・安保委 前田　雄吉議員（民）

「配置手当が間違っているというのではなく、本当に危険な任務であるので、魅力ある給与体系を作るべき」

18.11.25東京新聞

「配置手当は、対象部署に在籍していれば、実際の勤務がない責任者などにも支払われる」

18.11.17毎日新聞

「配置手当は、実際に航空機や艦船に乗り込まなかったり、落下傘降下をしなくても、支給対象の部隊に所属していれば毎月支給される。また、現役パイロットでない空自幹部も部隊に所属してるだけで月給の37.5%の手当が付く。」

18.11.22財政制度等審議会

「国民の理解を得て歳出・歳入一体改革に取り組むには、まず政府自らが公務員人件費の改革を実行することが不可欠」
「パイロットの航空手当や艦船乗員の乗組手当等の自衛官に特有の手当についても、国の行政機関（一般職公務員）との比較や、手当存置の根拠及び手当相互の関係の合理性等の観点から、必要な見直しを行っていくべきである。」
「自衛官に特有の手当を始めとする諸手当についても、支給実績が極めて乏しいもの、技術の進歩、社会情勢の変化により特殊性が薄れているものを中心に、見直しを進める必要がある。」

注：「配置手当」は、航空機や艦船に乗り組んでいる自衛官や落下傘降下作業を行うことを本務とする自衛官、操縦に関する技能を維持向上させるため飛行を行うことを命ぜられている等の自衛官に支給される。

② 諸手当の再整理の観点

「配置手当」及び特殊勤務手当の種類、支給範囲、支給水準等を精査し、再整理する際には、安んじて職務に専念でき、かつ、国民の理解を得られるよう、以下の観点から検討を行う。

ア　諸情勢の変化への対応

（ア）自衛隊の業務の特殊性を反映しているか

（イ）人材確保のための真に必要な手当となっているか

（ウ）手当制定時の趣旨、情勢に変化はないか

イ　特殊性や専門性の高い業務に対する処遇の確保

真に苦労した者に報いる手当体系となっているか

ウ　政府部内外からの指摘等への対応

（ア）俸給と手当で２重に評価していないことが、誤解なく理解されるか

（イ）手当額の水準は、適正に業務の特殊性、実績を評価しているといえるか

**エ　俸給の見直しへの対応**

（ア）俸給で評価されていない部分が適正に評価されているか

（イ）俸給と手当の配分比は適正か

**オ　総人件費改革への対応**

人件費増とならないよう配慮

**③　問題解決の具体策の例**

**ア**　具体的な「いわゆる配置手当」の再整理の方策は、例えば以下のようなものがが考られる。

**（ア）現行制度を維持した上で再整理**

業務の特殊性の精査による支給割合や支給範囲の再整理又は航空機や艦船の種類による支給率区分等の再整理

**論点**：　業務の特殊性の評価がより適正化される一方、一般職の操縦士、船舶従事者、医師等の恒常的な業務の特殊性は俸給の一部（「俸給の調整額」）として評価されているところ、防衛省においては、引き続き手当として支給されることとなる。

**（イ）実績評価を導入**

現行の制度そのものは残すものの、実績に応じて評価する部分や減額規定の導入

**論点**：　実績に応じた評価が可能となる一方、実績の評価方法（回数、時間等）や単価の設定の在り方に検討が必要

**（ウ）俸給の調整額化**

恒常的に特殊性のある業務に対する評価については、一般職と同様に「俸給の調整額」により評価することとし、「いわゆる配置手当」は廃止する。

**論点**：　一般職と同様の制度になるためわかりやすくなる一方、地域手当等の基礎になる（「配置手当」はならない）ため、適正な支給水準の検討が必要

（注）「俸給の調整額」とは：　官職の職務の複雑、困難及び

責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境等が、一般的に俸給表で考慮されている限度を著しく超え、かつ、それらの特殊性が勤務時間の全般にわたり、恒常的、安定的に観られる場合に支給されるもの。俸給の調整額は、俸給の一部であり、俸給を基礎とする地域手当等の基礎にも含まれる。

調整基本額(職務の級に応じた定額)×調整数(職務の特殊性に応じ、1～6)

イ　特殊勤務手当の再整理は、以下によることが考られる。

（ア）業務の特殊性等を精査の上、再整理

（イ）「いわゆる配置手当」の再整理と連動するものの手当額の再整理

（ウ）一般職の同種手当の見直しに伴う支給範囲の変更等

**④　今後の検討**

本検討会の検討項目となっている「別建て俸給表」の中で行うこととしている俸給の見直しが、「いわゆる配置手当」及び特殊勤務手当の水準決定等に大きな影響を及ぼすため、同見直しの方向性を注視しつつ、本検討を深化させる。ただし、早期結論が可能なもの等については、逐次措置していく。

## （10）新たな階級の創設

### ①　問題意識

新たな安全保障環境の下、防衛省・自衛隊には、任務の多様化への対応や更なる高い即応性等が求められており、これらに見合った適正な階級構成とすることが必要である。

### ②　検討の方向性

#### ア　ワン･スター･ジェネラルの創設

国際平和協力活動及び防衛交流の拡大に伴い、諸外国と協同して任務を遂行する機会が増加しているが、自衛隊には「ワン・スター・ジェネラル」がないように、必ずしも諸外国の軍隊と階級上の均衡がとれていない面がある。

ワン・スター・ジェネラルの創設検討に当たっては、まず諸外国軍隊における将官階級の調査研究を詳細に実施するとともに、我が国自衛隊における将官及び１佐の職務・職責を整理する。その上で、我が国の編制上の特殊性等を考慮しつつ、今後付与すべき職務・職責、階級呼称等を検討し、ワン・スター・ジェネラルを創設する必要がある。

**【参考１：諸外国陸軍と陸上自衛隊の将官階級比較】**

| 区　分 | 米国陸軍 | 英国陸軍 | 陸上自衛隊 |
|---|---|---|---|
| ☆☆☆☆ | General<br>（大将） | General<br>（大将） | 陸　将 |
| ☆☆☆ | Lieutenant General<br>（中将） | Lieutenant General<br>（中将） | |
| ☆☆ | Major General<br>（少将） | Major General<br>（少将） | 陸　将　補 |
| ☆ | Brigadier General<br>（准将） | Brigadier<br>（准将） | － |

**【参考２：将官及び１佐（一）の主な官職（（10）資料編P44参照）】**

### イ　上級曹長の創設等

ゲリラ・特殊部隊対処、大規模災害派遣等において、小部隊における行動の必要性が増し、また、服務面における規律維持のより一層の徹底という観点からも、曹クラスのリーダーの重要性が増大していることから、曹士自衛官の更なる活性化を図るための明確な目標となり得る階級、「上級曹長（仮称）」を創設する必要がある。

上級曹長の創設に当たっては、以下の２つの論点を整理することが必要となる。

#### （ア）准尉の位置付けの整理

現行の曹士における目標階級の一つとなっている准尉は、「高い専門性を有する技術職配置」と「准曹士最高位としての総括的配置」という二面性を有しており、その性格が不明確なことから、上級曹長創設の検討に併せてその位置付けを整理することが必要となる。

具体的には、海上自衛隊における准尉は全て専門的技術職であり、幹部を補佐する準幹部として配置されているが、陸上自衛隊にあっては専門的技術職の配置にある者は約１／３、航空自衛隊にあっては約４割であり、これら三自衛隊の実態を勘案した上で、その整理を行う必要がある。

**【参考３：准尉の概要】**

准　尉　の　概　要

| 区　分 | 陸上自衛隊 | 海上自衛隊 | 航空自衛隊 |
|---|---|---|---|
| 准尉をもって充てる職（原　則） | ○服務指導の分野において、特に慣熟した隊務経験に基づき陸曹以下を指導する職<br>○整備等の分野において、機能維持上特に慣熟した技能を必要とする職<br>○教育又は訓練の分野において、特定の技能について陸曹以下を指導する職<br>○司令部要員等で上記の職と同等以上の責任と経験を必要とする職 | ○特技職における熟練者としての高度の知識及び技能並びに海曹士としての長年の経験を背景に幹部を補佐する職<br>○分隊士及び係士官として特技職に係る専門業務及び業務全般について幹部を補佐する職 | ○曹士隊員の服務指導等に関し、指揮官を直接補佐する職<br>○総括的業務を通じて曹士隊員の指導及び指揮官等の補佐にあたる職<br>○特技に関する高度な専門的知識をもって指揮官の補佐及び曹士隊員の指導にあたる職 |
| 代表的職務 | ○隊付准尉<br>○先任上級曹長（検証中）<br>○慣熟した技能を必要とし、かつ、陸曹以下を指導する職 | ○掌船務士等（艦艇において副直士官として当直士官を補佐）<br>○海上訓練指導隊指導官（艦艇乗組み幹部等の術科指導を実施）<br>○司令部の班長等、特技に関する専門的事項について幹部を補佐する職 | ○隊総括准尉<br>○准曹士先任（試行中）<br>○特技准尉 |
| 定員規模（19年度末） | 3,268名<br>※　隊付的配置は2,171名で約2/3、技術専門的配置は1,097名で約1/3 | 889名<br>※　すべて特技職における専門事項について準幹部として幹部を補佐 | 851名<br>※　隊総括的配置は512名で約6割、特技専門配置は339名で約4割 |
| 幹部配置補職（運　用） | ○部隊等においては、初級幹部低充足から小隊長職、業務隊班長職等の幹部配置に補職させる場合あり | ○初級幹部の配置に補職する場合あり | ○なし |

### （イ）上級曹長の職務・職責の整理

上級曹長の創設検討に当たっては、諸外国軍隊における准・下士官階級の調査研究を詳細に実施するとともに、各自衛隊における曹士の活性化施策である陸自上級曹長制度（検証中）、海自先任伍長制度及び空自准曹士先任制度（試行中）の職務・職責を詳細に分析した上で、上級曹長の職務・職責を整理することが必要となる。

## 【参考４：各自衛隊の曹士の活性化に関する施策の概要】

各自衛隊の曹士の活性化に関する施策の概要

| 区　分 | 陸上自衛隊上級曹長制度 | 海上自衛隊先任伍長制度 | 航空自衛隊准曹士先任制度 |
|---|---|---|---|
| 目　的 | ○陸曹が「曹士の育成･管理」により積極的に取り組み、また第一線部隊指揮官をより効果的に補佐し得る体制の構築 | ○海曹士に共通した規律、風紀の維持に係る体制の強化<br>○部隊等の団結の強化<br>○上級海曹の活動を推進<br>○精強な部隊等の育成 | ○服務指導態勢の強化<br>○組織の活性化<br>○他自衛隊、米軍等との交流の活発化 |
| 状　況 | ○平成18年４月から陸幕及び中部方面隊で検証中（２年間）<br>○平成20年４月から陸自全体で試行予定（２年間） | ○平成15年４月から制度実施 | ○平成18年３月から空自全体で試行中（２年間） |
| 指定階級 | ○准陸尉を基準 | ○海曹長を基準 | ○准空尉を基準 |
| 職務・職責 | ○連隊･大隊等以上<br>各級部隊等において曹士に関する事項を所掌し、指揮官を補佐する専門幕僚的地位を有する陸曹の最上位職<br>・曹士の育成･管理に係る服務その他の人事･教育訓練等（服務指導、集合教育、下士官交流等）を所掌して指揮官を補佐<br>・その他曹士に係る事項について指揮官等へ意見具申等<br>・諸外国軍隊･他自衛隊との下士官交流<br>○中隊等<br>中隊等における陸曹の最上位職<br>・曹士の育成･管理に関して中隊長等を補佐 | ○部隊等の長の命を受け、曹士を総括して、次の事項を実施<br>・規律及び風紀の維持をはじめとする海曹士の服務の指導<br>・部隊等の団結の強化への寄与<br>・海曹士の士気の高揚等に係る活動の推進<br>・上記に係る事項についての各部隊間における情報交換等の推進 | ○曹士の最高位の階級として、主に次の事項について指揮官等を直接補佐<br>・指揮官等の指導監督の下、曹士の服務指導を実施（各級指揮官の意図の徹底等）<br>・曹士に係る事項について指揮官等への報告、意見具申等を実施<br>・諸外国軍隊･他自衛隊との下士官交流 |
| 指　定　数 | ２，１９９名（試行実施時の見積り）<br>（内訳）<br>陸上幕僚監部 1<br>方面隊等 6<br>師団・旅団等 71<br>連隊・大隊等 426<br>中隊等 1,695<br>※　他に陸曹教官・技術・司令部勤務等の上級曹長ポストが必要 | ３４２名（現時点）<br>（内訳）<br>海上幕僚監部 1<br>自衛艦隊等 12<br>護衛隊群等 31<br>その他の部隊等 298 | ７５９名（現時点の見積り）<br>（内訳）<br>航空幕僚監部 1<br>航空総隊等 9<br>航空団等 76<br>飛行群等 111<br>その他の部隊等 562<br>※　正式導入に当たっては、更なる検討が必要 |

### ウ　階級新設の時期等

新設する階級については、今後付与すべき職務・職責を適切に評価し、これに見合う処遇を確保した俸給水準を設定する必要があることから、その創設は現在検討を進めている「幹部と曹士自衛官の別建て俸給表」の導入に併せて行う。

また、新設階級に係る定年年齢、相応しい叙位・叙勲等についても併せて検討を進める。

### ③　当面の措置

階級新設等の検討を本格化させるため、平成２０年度より、人事教育局に当該検討を専属的に担う組織を立ち上げるとともに、諸外国軍隊の階級制度等の調査を行う方向で検討する。

【（10）資料編】

【参考２：将官及び１佐（一）の主な官職】

将官及び１佐（一）の主な官職　　参考２

| 区分 | | | 官職名 | 官職数 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 将<br>☆☆☆ | | 統幕等 | 統合幕僚長（☆☆☆☆）<br>情報本部長、統合幕僚副長、統合幕僚監部運用部長、統合幕僚学校長 | 5 | 61 |
| | | 陸自 | 陸上幕僚長（☆☆☆☆）<br>陸上幕僚副長、方面総監、師団長、中央即応集団司令官、補給統制本部長、幹部学校長、富士学校長、研究本部長、中央病院副院長、関東補給処長、札幌病院長　等 | 26 | |
| | | 海自 | 海上幕僚長（☆☆☆☆）<br>海上幕僚副長、自衛艦隊司令官、地方総監、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、教育航空集団司令官、潜水艦隊司令官、補給本部長、幹部学校長、中央病院副院長　等 | 16 | |
| | | 空自 | 航空幕僚長（☆☆☆☆）<br>航空幕僚副長、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空方面隊司令官、南西航空混成団司令、航空開発実験集団司令官、補給本部長、幹部学校長　等 | 14 | |
| 将補<br>☆☆ | （一） | 統幕等 | 統合幕僚監部部長（総務・防衛計画） | 2 | 35 |
| | | 陸自 | 陸上幕僚監部部長（人事・防衛・装備・教育訓練）、方面総監部幕僚長、旅団長、福岡病院長　等 | 16 | |
| | | 海自 | 海上幕僚監部部長（人事教育・防衛・装備）、自衛艦隊幕僚長、掃海隊群司令、地方総監部幕僚長（横須賀・佐世保）、第１術科学校長、横須賀病院長　等 | 9 | |
| | | 空自 | 航空幕僚監部部長（人事教育・防衛・装備）、航空総隊幕僚長、航空支援集団副司令官、航空教育集団幕僚長、補給本部副本部長、岐阜病院長　等 | 8 | |
| | （二） | 統幕等 | 統合幕僚監部部長・首席後方補給官・報道官　等 | 5 | 165 |
| | | 陸自 | 陸上幕僚監部部長・監察官・法務官・装備部副部長、副師団長、補給処長、関東補給処副処長、学校長、学校副校長（幹部・富士・航空・小平）、富士学校長部長、補給統制本部副本部長、地区病院長（仙台・阪神・熊本）、札幌病院副院長、地方協力本部長（東京・大阪・沖縄）　等 | 83 | |
| | | 海自 | 海上幕僚監部部長・監察官・首席衛生官・総務部副部長、護衛艦隊幕僚長、航空集団幕僚長、潜水艦隊幕僚長、護衛隊群司令、航空群司令、開発隊群司令、練習艦隊司令官、地方総監部幕僚長、阪神基地隊司令、補給本部副本部長、幹部候補生学校長、術科学校長、幹部学校副校長　等 | 37 | |
| | | 空自 | 航空幕僚監部部長・監理監察官・首席衛生官、航空方面隊副司令官、南西航空混成団副司令、航空団司令、航空警戒管制団司令、航空救難団司令、航空開発実験集団幕僚長、飛行開発実験団司令、補給処長、幹部候補生学校長、術科学校長、幹部学校副校長　等 | 40 | |
| １佐 | （一） | 統幕等 | 統合幕僚監部課長・首席法務官　等 | 21 | 248 |
| | | 陸自 | 陸上幕僚監部課長・警務管理官、師団幕僚長、副旅団長、中央即応集団幕僚長、学校副校長（幹部候補生・高射・施設・通信・衛生）、補給処副処長、補給処支処長地方協力本部長（札幌・宮城・愛知・兵庫・福岡・熊本）　等 | 104 | |
| | | 海自 | 海上幕僚監部課長・首席法務官・首席会計監査官、海上訓練指導隊群司令、潜水隊群司令、掃海隊群司令部幕僚長、情報業務群司令、海洋業務群司令、基地隊司令、教育航空集団幕僚長、教育航空群司令、システム通信隊群司令、補給処長、呉病院長　等 | 63 | |
| | | 空自 | 航空幕僚監部課長・首席法務官、航空方面隊幕僚長、南西航空混成団幕僚長、航空支援集団幕僚長、飛行教育団司令、那覇病院長　等 | 60 | |